

令和8年5月21日 開会
令和8年5月21日 閉会
第 25 回
(通算第 251 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 5 号		
吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。		
令和8年5月11日		
吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学		
1	日時	令和8年5月21日
2	場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 25 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日		令和8年5月21日
招集の場所		吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室
応招委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下 保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中 一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 三浦 浩明
	不応招委員	なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤 学 2番 河上 政義 3番 森下 保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 10番 見川 恒栄
	農地利用 最適化 推進委員	菊池 美和 齋藤 一政 田中 一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂
	欠席委員	
欠 員	農業委員	
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 三浦 浩明
	不欠員	なし
本回の議長		会長 齋藤 学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 齋藤 真央 事務局員 松林 龍太郎
開 会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会		議長は 9時30分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		橋本 修治 河野 雅俊
会期の決定		令和8年5月21日
開 議		令和8年5月21日
備 考		

第 25 回農業委員会
(通算第 251 回)

令和8年5月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 非農地証明書の交付申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

事務局	本日事務局長の齋藤が議会の為欠席でございますので、私の方で開会の宣言をさせていただきます。本日の欠席の方は、河口委員、杉ノ内委員、三浦委員、澄川委員さんで、農業委員さん12名の内12名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
議長	議事録署名委員として橋本委員、河野雅俊委員を指名します。 議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第1号について説明します。 非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。 今回の申請は、1件です。 農地の所在は〇〇、他4筆、地目は畑、合計面積2,513㎡です。所有者は〇〇さんです。非農地の事由は昭和年月日不詳の頃から耕作しておらず山林化しており、耕作は不可能であり、又、農地への復旧は困難であるためです。 非農地の手続きの流れは、このあと議長から3名の委員さんを指名していただき、3名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すことになります。 以上よろしくお願いします。
議長	え、いま事務局が話しましたように3名のみなさんのご指名いたします。まず1名は尾崎委員さん、それから田中委員さん、それから見川委員さん、この3名で〇〇の現地確認の方、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。 なお、現地確認いたしました後、次の総会にてご報告をいただく、という事になるかと思います。 それでは、議案第1号につきましてですが、何かご質問等ありましたら挙手をもって、よろしくお願いします。 無いようでしたら議案第2号に移らせていただいてよろしいでしょうか。 はい。では農地法第4条1項の規定による認可申請について、でございます。事

事務局	務局の方、説明をお願いします。 議案第 2 号について説明します。 この案件は、農地転用の申請です。農地法第 4 条の規定とは、自分が所有する農地を転用する場合の申請となります。 許可の条件はいくつかありますが、周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。例えば、土砂の流出や農業用用水などに支障を及ぼすことはないか、周辺の農地の日照などに支障を生じることはないかなどです。 農地の所在は〇〇、地目は畑、面積 127 m²で、申請者は〇〇さんです。場所は〇〇から北東に約 300m のところにあります。 転用の目的は駐車場の建設です。理由は近隣住民に駐車場として貸すために、〇〇を貸し駐車場としたいとのこと。 この農地は第 3 種農地となります。第 3 種農地とは、上水道管、下水道管、ガスパ이프のうち 2 つ以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、おおむね 500 メートル以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共公益施設がある農地です。立地基準では農地転用は原則許可できる場所です。 申請地に隣接する農地はなく、排水は雨水しか出ないので、自然透過し問題ないと思えるが、近隣より苦情が出た場合は善処されるそうです。 また、土地改良区からは特に意見なしということです。 転用の確実性を見るため資金を確認しますが、通帳の写しで確認しておりますので、資金面での問題はありません。 この農地は昨年 10 月の農業委員会総会において、吉賀農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会に意見をお聞きしたところ。内容は、吉賀町で農業を振興する区域として指定している「農用地区域」から、別の用途に利用するため除外することについて、農業委員会の意見を求められ、特に意見なしとしたものです。その後、農用地区域からの除外手続きは完了しております。 以上、ご審議をお願いします。
議長	議案第 2 号の説明は以上のような事でございます。現地の方、わたくし齋藤と本廣委員とで確認いたしております。16 日に確認いたしました。本人立ち合いの下でございます。先ほども申しましたように 10 月に出ました農振除外の時にも確認をいたしておりますけど、今回 4 条申請について再度確認をした、という事でございます。重複いたしますけど、面積的にも 127 m²と非常に小さい面積でございます。で、現地の方も周りに農地は一切なく、ちょうど三角形のような畑地なんですけど、何ら周りに障害を与えるものもなし、ちょっと落ちくぼんでおりまして、まあ多分

事務局	駐車場にするには整地が必要になってくるかなと思っておりますけど、そうした状況でございまして、4条申請に対して何ら異議があるものではない、と確認をいたしました。 それでは、議案第2号の〇〇の案件につきまして、皆様のご意見を受けたと思います。ご意見のある方、挙手よろしくお願いします。 無いようでしたら採決に移らせていただきます。議案第2号につきまして、農業委員さんの賛成の方の挙手を求めます。はい、ありがとうございます、全員賛成でございますので、認可相当と認めます。 以下におきましては、その他ですが、報告事項に入りたいと思います。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。 報告第1号について、議案の3ページをご覧ください。この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが解約された案件の届出です。 〇〇で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は経営計画の変更とのことです。
議 長	ご覧になっての通りでございます。よろしいでしょうか。それでは報告第2号に移らせてもらいます。 報告第2号 非農地証明交付申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第2号について、議案の4ページをご覧ください。これは4月に非農地証明書の交付申請があったものですが、委員さんに現地確認をいただき、非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の委員さんからご報告をお願いします。 それでは、報告第2号1番、2番の〇〇の案件でございます。同じ3名の委員の方に現地の確認をいただいております。右田委員さんに1番2番ご報告いただきたいと思います。右田さん、よろしくお願いします。
右田委員	最初1番ですけど、登記上畑になってますけど、今後農地として活用するという事は難しくて、耕作しようとしても現状じゃ無理で、耕作しても不可能であるということで、農地としての復旧は困難であると確認しております。ちょうど〇〇の前なんですけど、道路へりで、行き来してすぐ見えますとこなんですけど、復旧困難であるという事で、本人とも現地確認してお話を聞いております。

	で、あと2番のですね、〇〇さんのところですけどね、ちょうど家の裏側でして、〇〇方の家の横のちょうど、のり面がありまして1 mから2 mくらいのもんなんですけど、現地を耕作するというのは、難しいですね。復旧困難です。以上です。
議 長	ありがとうございました。1番2番、同時に報告いただきました。何かご質問等ございましたらお受けします。 無いようですので次に移らせていただきます。 それでは報告第2号の〇〇の案件3、4、5、6とございますので、事務局におまかせいたします。
事務局	この3～6についても、現地確認された委員さんの方で説明をよろしく願います。
河野雅俊委員	おはようございます。3、4、5、6に関しまして、先月の総会の後、杉ノ内委員と田淵委員と3人で確認してきました。3番の〇〇さんの土地はですね、山にある田んぼで通路として使っているという状況だったので、通路としての管理はされているんですけど農地への復旧はできないという事で非農地という結論です。 4、5、6に関しては書いてあるとおり、保安林に指定する、という事で山林化していました。ので、3つとも非農地という結論にいたりました。 以上です。
議 長	ありがとうございました。この〇〇の4つの報告につきまして、ご意見のある方、お受けしたいと思います。 はい、無いようですので報告第3号に移らせていただきます。農地改良の届出について説明よろしく願います。
事務局	報告第3号農地改良届について、議案の6ページをご覧ください。 場所は〇〇と〇〇の2筆で、改良前の用途は畑、改良後の用途も畑です。改良内容は石垣の積み替えで、理由は石垣崩壊防止のためとのことです。着工予定年月日は令和8年5月7日、完成予定は令和8年6月20日だそうです。届出人は〇〇さんです。
議 長	以上、報告事項終了したいと思います。
事務局	追加でお配りしている資料がありますが、左上に報告第4号という事で、令和7

議 長	年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について説明させていただきます。 昨年１年間の農業委員会で行ったことをまとめましたので、吉賀町のＨＰに掲載して県に報告しますので、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 《事務局説明》 以上、提出しました議案につきまして、終了したいと思います。 午前 ９時 ３０分閉会
-----	---